西興部村合葬墓「墓誌」の使用について

合葬墓使用許可申請時に墓誌の使用の申 し出をすることで、墓誌に故人名を彫刻した 名板を掲示することができます。

1. 墓誌使用料

名板1枚につき7,500円

※名板への名入れ及び墓誌への取付けに 係る費用は、別途使用者の負担となり ます。参考として、その費用は紋別市の ある石材業者では名板1枚につき最低 15,000円(税抜)はかかります(字数 等により変動)。



西興部村合葬墓「墓誌」



名板

2. 墓誌に故人名を彫刻した名板を掲示するまでの流れ

- (1) 役場住民生活課に合葬墓の申請書類を提出する際、墓誌の使用の申し出をする
- (2) 墓誌使用料を支払い、墓誌に設置する名板を受領
- (3) <u>使用者から直接、石材業者に</u>名板を渡し、名板へ の名入れと墓誌への取付けを依頼
 - ・当村から石材業者は指定しませんので、依頼する石材業者は使用者が選定していただいて構いません。
 - ・名板への名入れと墓誌への取付けに係る費用は使用者が直接、石材業者にお支払いします(**使用者の負担**)。
- (4) 使用者が依頼した石材業者が名板への名入れを行い、名板を墓誌へ取付け

3. 注意事項

- ・墓誌への名板の掲示は、使用許可(申請)1件につき名板1枚となります。
- ・名板に彫刻できるのは「氏名」もしくは「○○家」のみとなります。(死亡日、年齢、 法名などの記入はできません)
- ・1枚の名板に彫刻できる氏名は最大2名までとなります。
- ・使用許可(申請) 1件中に3名以上の埋蔵される者がいる場合は、名板には「○○家」 と入れていただきます。

【お問い合わせ】西興部村役場 住民生活課 環境係 電話:0158-87-2114